

平成 26 年 2 月 7 日
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正の方向性についての 意見・要望

はじめに

- 現在および将来にわたるインフラの品質確保とその担い手確保のための制度改革として品質確保法の改正など全力で取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

私ども建設コンサルタントといたしましては、社会資本整備・維持管理の計画的・持続的推進に、発注者のパートナーとして役割を遂行していく所存でございます。

しかしながら、建設コンサルタントとしては、以下の3つの課題があります。

① 担い手の確保

離職者増、新卒者・若手技術者減等により、人材不足の問題が顕著となっており、技術の健全な継承が困難であり、このままでは、今後の社会資本整備・維持管理の担い手が激減する状況になっています。

② 就業環境の改善

業務の遂行において、時間外労働（長時間勤務）が慢性化しており、これに伴って、退職者が多いという問題は変わらず継続しており、健全な就業環境ではない状況となっています。

③ 安定経営

売上高は減少してきており、純利益も最近5ヵ年では低水準のまま、不安定な状況になっており、企業として安定経営ができない状況になっています。

- 以上を踏まえ、技術と経営に優れた建設コンサルタントが健全に発展し、発注者のパートナーとして、現在および将来にわたって品質に優れた社会資本の整備、維持管理を計画的・持続的に推進するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正の方向性につきまして、意見・要望をお願い申し上げます。

意見・要望

1. 第1条（目的）及び第6条（発注者の責務）について

条文の中に、「中長期的な担い手の確保」の追加が予定されていますことは、建設コンサルタントにとりましても「担い手の確保」は重要な課題であり感謝申し上げます。

国におかれましては、地方自治体へ「担い手確保」の趣旨の周知徹底方ご指導をよろしくお願い申し上げます。

2. 第3条（基本理念）11項【調査及び設計の品質確保の促進】について

条文の中に「資格制度の活用等」に関する事項の追加が予定されていますが、建設コンサルタント関係については、工事と比べ国が定めた資格の体系がなく、建設コンサルタント業界において、国の認定する資格が確立され、これを取得することは、建設コンサルタントにとって誇りとなり、地位の向上、ひいては若い担い手の確保にもつながると思います。

昨年国土交通省のメンテナンス小委員会で「技術者・技能者の資格制度の確立」の方向が示されましたが、特に地方自治体では担当する技術職員数も少なく（5人以下が約6割）、維持管理業務を外注せざるをえない状況で、委託する点検、診断業務の品質確保が重要課題となっております。

したがって点検、診断を含む資格制度について国で認定し、国だけでなく地方自治体においても業務発注で活用する資格制度を早期に構築されるようお願い申し上げます。

3. 第22条（調査、設計業務における技術的能力の審査等）2、3項について

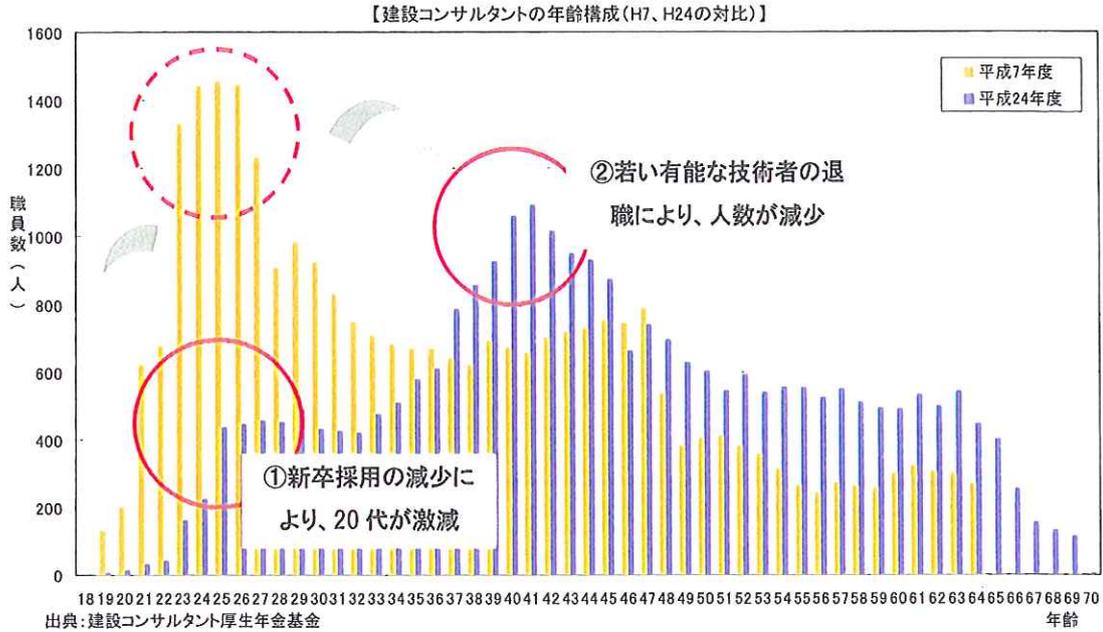
優れた企業、技術者の選定にあたっては、信頼できる業務成績の評価が重要と考えますが、地方自治体では業務成績の評価を活用していないところも多く、地方自治体での業務成績の評価制度導入促進をお願い申し上げます。

また、この業務成績の評価制度及び前述した資格制度を活用し、調査・設計業務の調達において、技術力による選定の促進をお願い申し上げます。特に地方自治体において技術力重視による選定・発注の仕組みの導入促進をお願い申し上げます。

以上

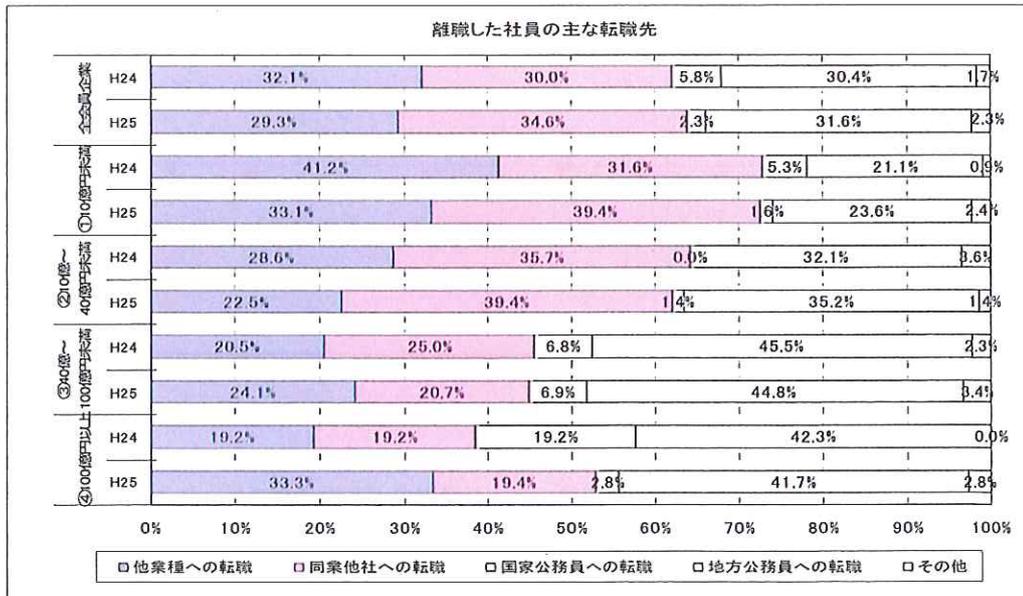
資料－1 建設コンサルタント人材の年齢構成（平成7年度～24年度）の変遷

- ① 20代は、平成7年度では10,291人であったが、平成24年度では2,750人（対H7比で27%）と激減している。
- ② 平成7年度時点で20代であった職員は、17年後（平成24年度）には退職等により人数が減少している。



【参考】退職者の転職先の実態

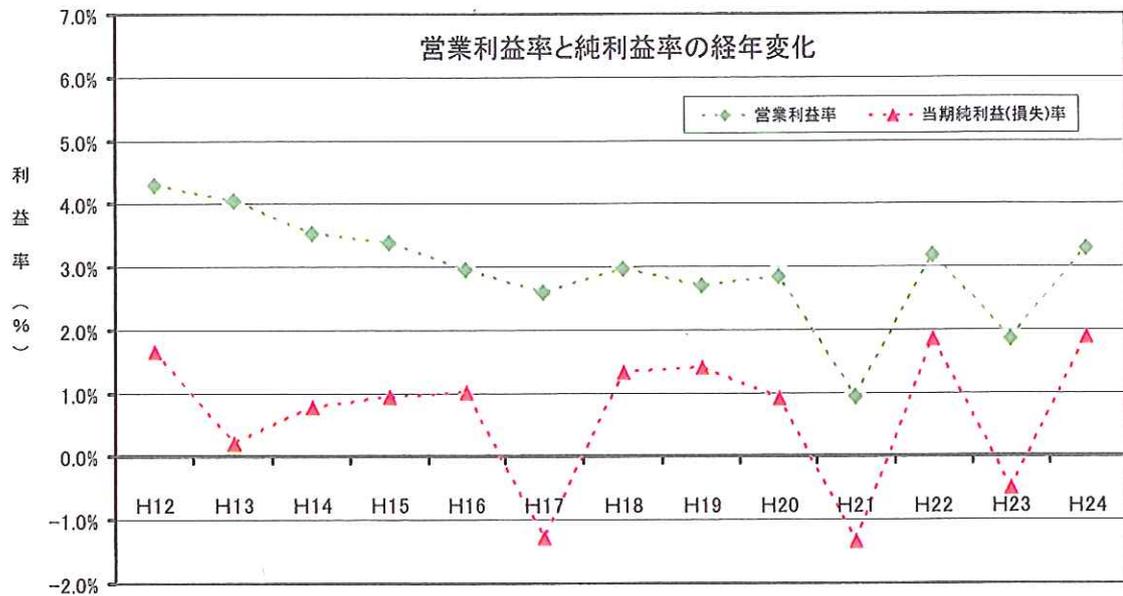
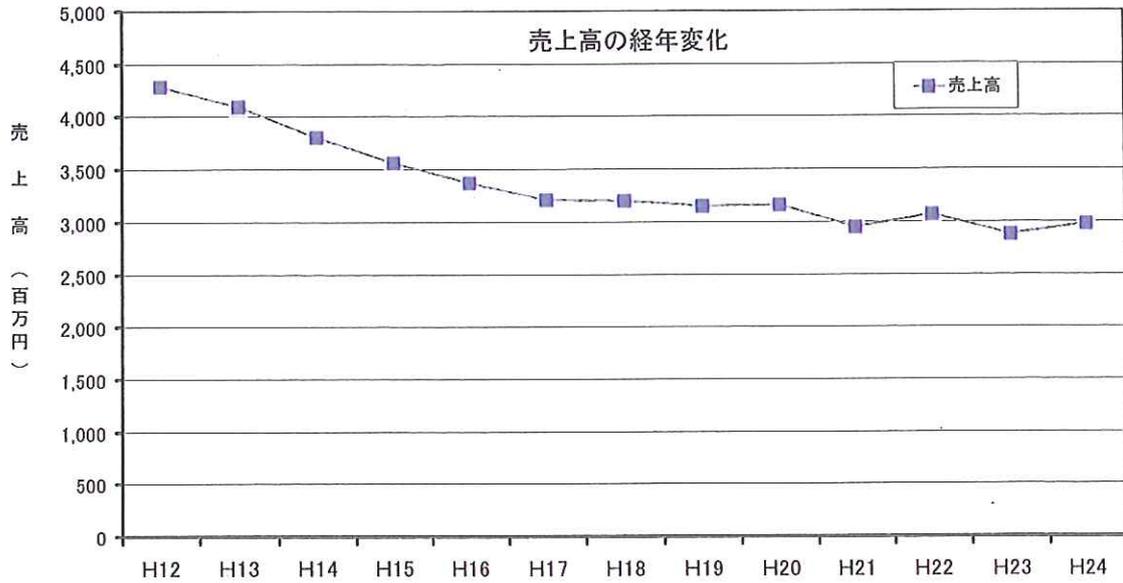
- 全会員企業において、退職者の2/3は、他業界に転職している。
- 退職者の転職先は、特に、売上規模が大きい企業において、「地方公務員への転職」が多く、増加傾向にあり、深刻な問題となっている。



出典：所定外労働時間に関する実態調査（建設コンサルタント協会によるH25.4の調査）

資料-2 建設コンサルタント企業における業績の現状

■売上高は減少してきており、また、純利益も最近5ヵ年では低水準のまま、不安定な状況（平成21年度、平成23年度では赤字に転落）が続いている。



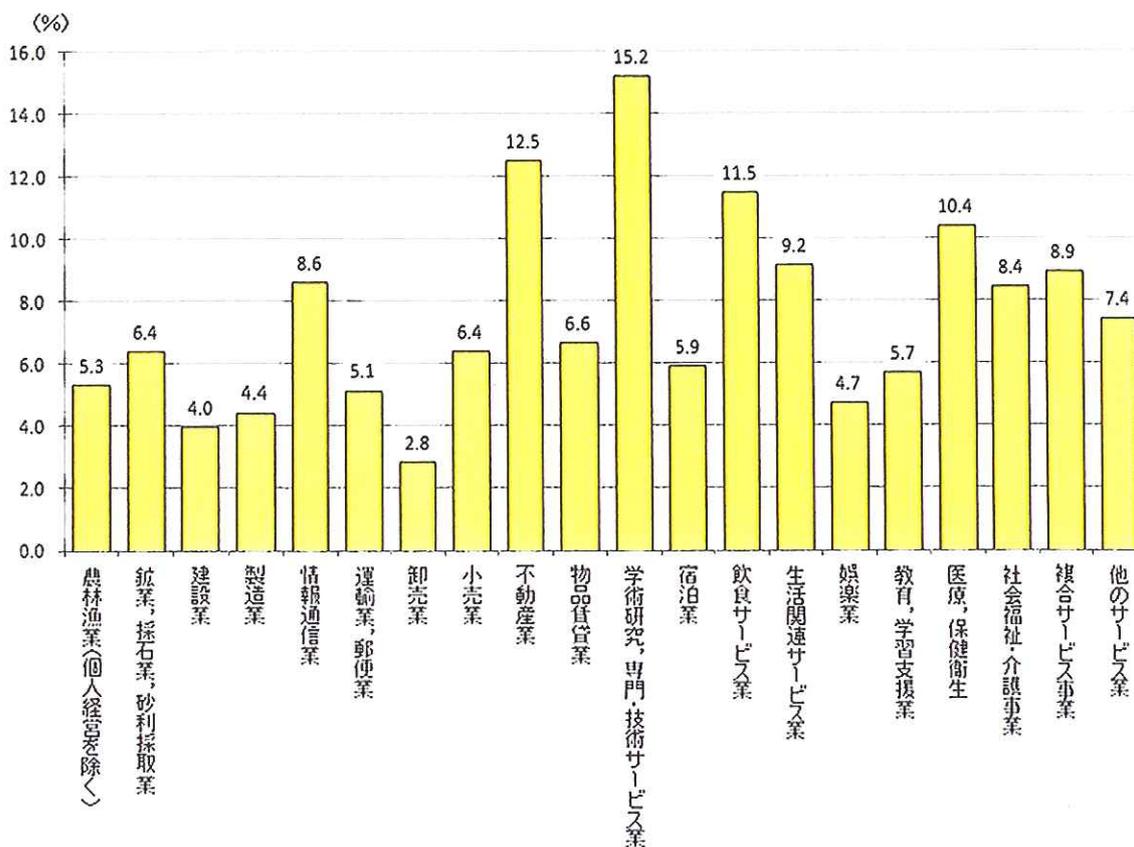
出典：建設コンサルタント協会による調査

(会員企業の内、13年連続でデータ提出の152社の業績データより)

【参考】売上高営業利益率の産業間比較

■売上高営業利益率について、建設業も含めてほとんどの産業で4.0%以上であるが、建設コンサルタントにおいては前図のとおり3%程度以下の最低水準である。

【各産業界における売上高営業利益率】



出典：総務省統計局ホームページ 統計データ 統計トピックス

経済センサスと経営指標を用いた産業間比較

－平成24年経済センサス-活動調査の分析事例①〔経理項目〕－

(平成25年10月16日掲載)による

資料－3 施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に実施するための
技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

【今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申 平成 25 年 12 月
社会資本整備審議会・交通政策審議会】より抜粋

第4章 戦略的な維持管理・更新のために重点的に講ずべき施策

2. 維持管理・更新をシステムチックに行うための取組

(7) 施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に実施するための技術
者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

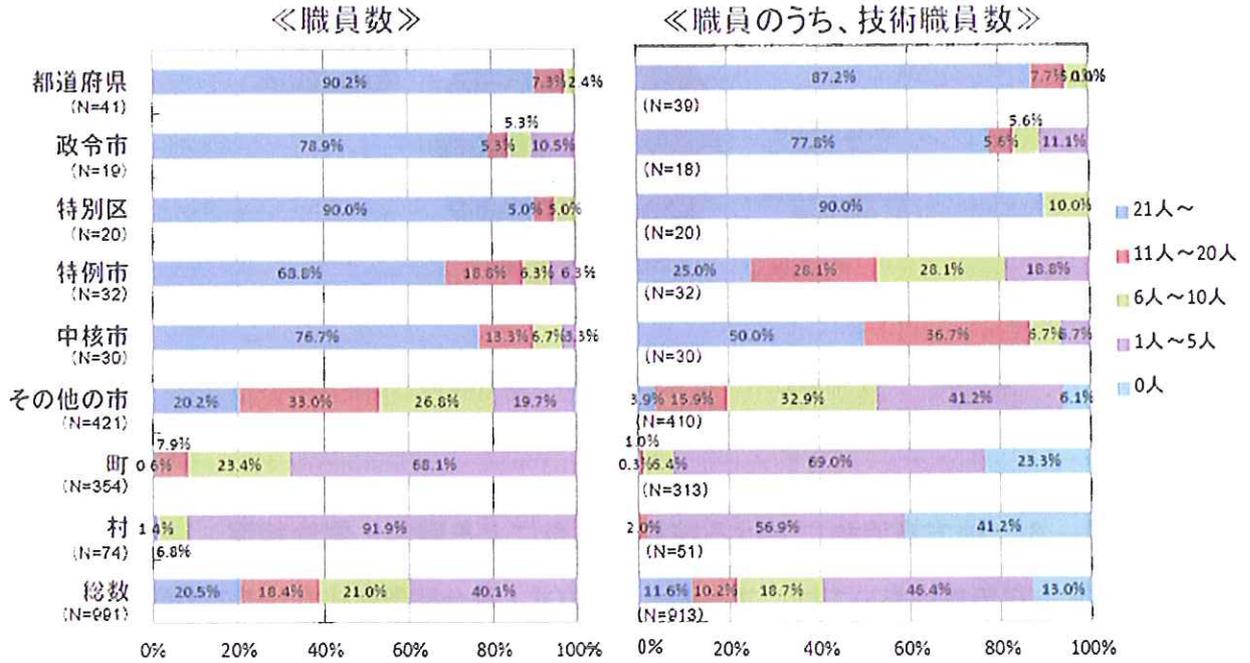
- ・点検や診断に関する資格制度の確立を図る。現在、様々な民間及び大学機関において、維持管理に関する研修・資格認定が行われているが、これら民間資格の活用あるいは新たに必要な資格について検討を行う。加えて、例えば、これらの資格を公的に評価する機関を設置し、当該機関により認められた資格の取得者にこれらの業務を履行させることを推進するなど、点検や診断に関する資格に対して、一定の水準の確保とその活用のあり方について検討する。

資料－４ 維持管理・更新業務を担当する地方自治体の職員数

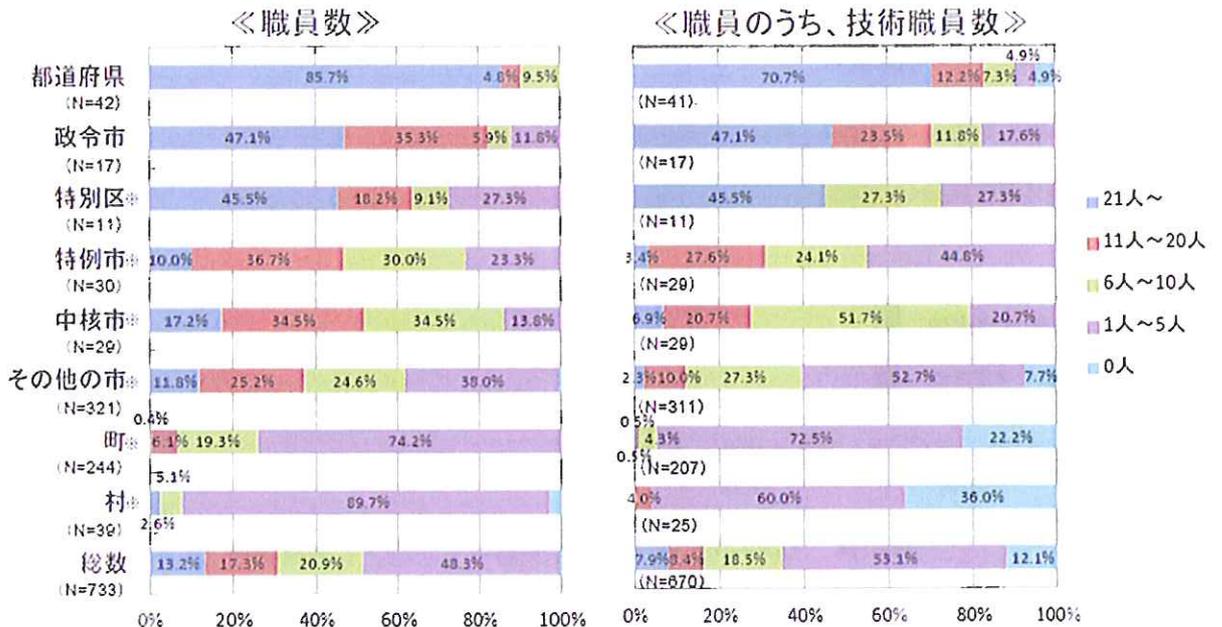
○維持管理・更新業務を担当する職員数

貴担当部署において、維持管理・更新業務を担当する職員数はどの程度ですか？（自由記入）

対象分野：道路



対象分野：河川



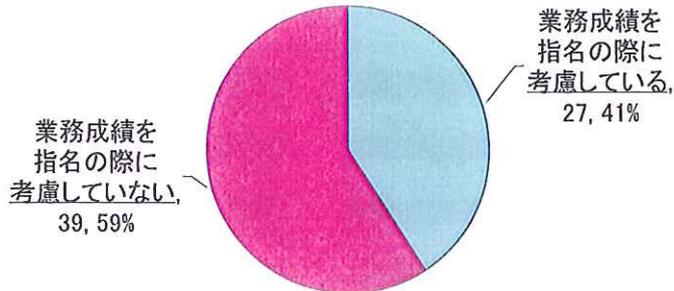
※印の市区町村は法定外河川(準用河川、普通河川)に関する回答である

出典：社会資本メンテナンス小委員会「H25 中間答申資料」

資料－5 地方自治体における業務成績評価の活用（指名時での考慮）状況

■建設コンサルタントの指名において、業務成績を考慮していない地方自治体（都道府県・政令指定都市）は約6割ある。

地方自治体の建設コンサルタント指名基準における業務成績の考慮状況

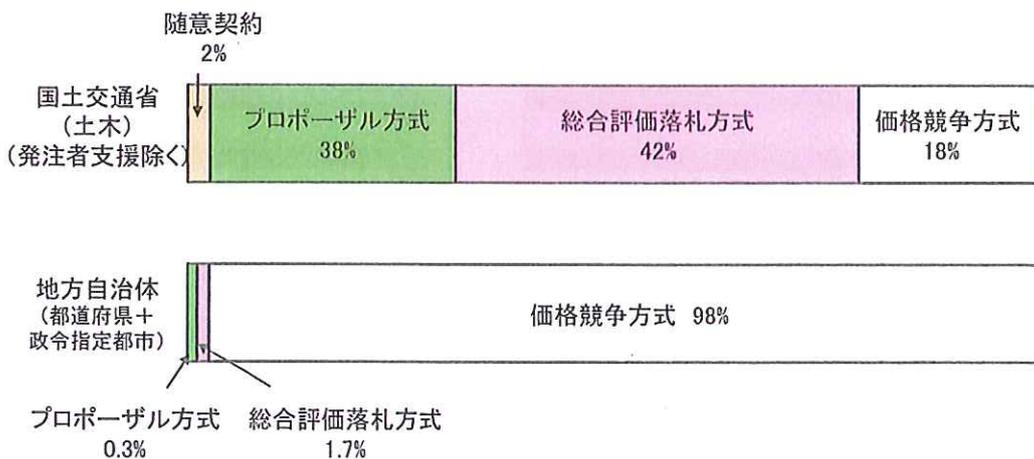


※出典 ・47 都道府県+19 政令指定都市の平成 23 年度の状況に対する建設コンサルタンツ協会調べによる

資料－6 地方自治体における技術力重視による選定・発注状況

■地方自治体においては、プロポーザル方式・総合評価落札方式での発注は極めて少ない状況にある。

【国土交通省と地方自治体における発注方式別の発注件数割合の相違】



※出典 ・国のデータ（H23）：建設コンサルタンツ協会調べによる
（土木コンサルタント業務（発注者支援業務を除く））
・自治体のデータ（H23）：建設コンサルタンツ協会調べによる推定